

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成31年1月23日（平成31年（行情）諮問第46号）

答申日：令和元年12月12日（令和元年度（行情）答申第381号）

事件名：第5次エネルギー基本計画に係る資源エネルギー庁とのやり取りに関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる33文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月16日付け情報公開第01236号により外務省（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

原処分で実際に開示された行政文書は、ほとんど黒塗りであり、これでは「開示」とはいえない。文書1～22及び24～34について、黒塗りをなくした形での当該文書を開示する決定を求める。

情報公開制度は、政府の責任を全うするため、また、国民に開かれた行政の実現を図るために大切な仕組みと心得ている。ところが、開示決定をしたとしつつ、実際にはほとんど黒塗りの文書を出すということは、単なる嫌がらせでしかない。改めて、黒塗りをなくした形での開示を求める。

（ちなみに、不開示部分と、開示された黒塗りの部分との違いは何か。せめてその違いを教えてもらいたい。さらに目次も黒塗りにされる理由は何か）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）経緯

諮問庁は、平成30年8月17日付けで受理した審査請求人からの開示請求に対し、法10条による延長を行い、対象文書34件を特定し、1件を開示し、33件を部分不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成30年10月26日付けで、原処分

を取り消し、対象文書の1～22及び24～34の開示を求める旨の審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る別紙の33文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 別表1の通番1欄に掲げる部分については、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議に関する記述であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

イ 別表1の通番2欄に掲げる部分については、我が国政府機関の非公開の電話・FAX番号又は我が国政府職員が業務遂行上のために用いるメールアドレス等であり、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、文書1～22及び24～34について、改めて黒塗りをなくした形での開示を求める旨主張するが、当省は、上記3のとおり法5条各号に照らして適切に不開示部分を判断している。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

文書27の1枚目6行目ないし24行目及び文書28の1枚目32行目ないし35行目については、原処分において法5条3号及び5号に該当するとして不開示としたが、当該部分には、第5次エネルギー計画の策定に際して、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の委員、与党関係者及び関係省庁等との間での意見の集約方法及び調整作業の見通しに係る当時の資源エネルギー庁担当者の率直な見解が記載されており、これを公にした場合、今後の同種の計画の検討作業において、関係者間での意見集約の進め方等に関する政府部内における率直な意見交換が損なわれ、計画取りまとめに向けた調整作業を円滑に行うことが困難となるなど、事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、同条6号柱書きの不開示事由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年2月18日 審議
- ④ 令和元年10月21日 委員の交代による所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月11日 審議
- ⑥ 同月19日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月10日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，別紙に掲げる33文書である。

審査請求人は，原処分 of 取消しを求めており，諮問庁は，上記第3の2のとおり法5条6号柱書きに係る不開示理由を追加した上で，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から，別表2に掲げる部分については，原処分で不開示としたが，開示することとするとの説明があったため，当審査会では，当該部分を除く不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について判断を行う。

#### (2) 法5条5号該当性について

本件不開示部分のうち，別表1の通番1欄に掲げる部分（文書27の1枚目6行目ないし24行目及び文書28の1枚目32行目ないし35行目を除く）には，第5次エネルギー基本計画の策定に係る検討の経緯及びその内容が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

エネルギー基本計画は，中期的なエネルギー政策の内容を決定付ける重要な計画であり，その影響は産業活動や国民生活の範囲に及び，利害を有する関係者も多岐にわたるのであって，また，今後も定期的に検討が加えられ，必要に応じて変更されるものである。

そのような計画において，公表される前提のない政府部内での調整過程の情報を公にすると，政府のエネルギー政策についての当時の具体的かつ詳細な検討内容が明らかとなり，将来の同種の検討に際して自由かつ達な議論に支障を来すなど，政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び政府部内の当該検討内容等について無用な誤解や憶測を招くなど，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから，当該部分は法5条5号に該当し，不開示とした。

イ 第5次エネルギー基本計画の策定に係る検討内容を公にすることとなれば、今後の同種の検討作業において自由かつ達な議論に支障を来すおそれがあるなどとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、これを公にすることにより、エネルギー政策についての政府部内における具体的かつ詳細な検討内容及び関係省庁間の忌たんのないやり取りの内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ しかしながら、当審査会事務局職員をして資源エネルギー庁のウェブサイト（以下「サイト」という。）を確認させたところ、以下の事情が認められる。

（ア）当該部分のうち、別表3の通番1，2，5ないし8欄に掲げる部分は、サイト上で既に公表されている資料と同一の内容であるか、当該資料に軽微な修正がなされているものにすぎない。

（イ）当該部分のうち、別表3の通番3欄に掲げる部分は、処分庁がサイトにおいて平成30年5月18日に公表した「第5次エネルギー基本計画（案）」に対する外務省の意見であるが、その内容は、修辞上の修正に関する意見にすぎない。

（ウ）当該部分のうち、別表3の通番4欄に掲げる部分は、サイト上に掲載されている、平成30年5月16日に開催された第27回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の配布資料である「第5次エネルギー基本計画（案）」について、同分科会に参加する委員が行った発言を反映した記載であることが認められるが、当該発言を記録した同分科会の議事録もサイト上に掲載されている。

エ よって、当該部分のうち、別表3の通番1ないし8欄に掲げる部分は、これを公にしても、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある、又は、今後の政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

（3）法5条6号該当性について

ア 本件不開示部分のうち、文書27の1枚目6行目ないし24行目及び文書28の1枚目32行目ないし35行目には、第5次エネルギー基本計画の策定に際して、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の委員、与党関係者及び関係省庁等との間での意見の集約方法及び調整作業の見通しに係る当時の資源エネルギー庁担当者の率直な見解が

記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の同種の計画の検討作業において、関係者間での意見集約の進め方やスケジュールの見通し等に係る政府部内における率直な意見交換が損なわれ、計画取りまとめに向けた調整作業を円滑に行うことが困難になるなどとする上記第3の2の諮問庁の説明は否定し難く、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 本件不開示部分のうち、別表1の通番2欄に掲げる部分には、職員及び担当部署の非公表のメールアドレス並びに資料参照先のURL及びログイン情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分は、同条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表3に掲げる部分は、同条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 第 5 次エネルギー基本計画案（骨子）への外務省意見（平成 30 年 5 月 9 日）
- 文書 2 第 5 次エネルギー基本計画案（素案）への外務省意見（平成 30 年 5 月 15 日）
- 文書 3 第 5 次エネルギー基本計画案（素案）への外務省意見（平成 30 年 5 月 16 日）
- 文書 4 第 5 次エネルギー基本計画案（素案）への外務省意見（案）（平成 30 年 5 月 15 日）
- 文書 5 第 5 次エネルギー基本計画案（素案）への外務省意見（案）（平成 30 年 5 月 16 日）
- 文書 6 エネルギー基本計画（素案）（平成 30 年 5 月 16 日）
- 文書 7 エネルギー基本計画（素案）（平成 30 年 5 月 16 日）
- 文書 8 （回答）【外務省－1】意見等提出様式（一次協議）
- 文書 9 （回答）【外務省－2】意見等提出様式（一次協議）
- 文書 10 （再意見への回答）【外務省－3】意見等提出様式（第二次意見）
- 文書 11 （再意見への回答）【外務省－4】意見等提出様式（第二次意見）
- 文書 12 （回答）【外務省－5】意見等提出様式（一次協議）
- 文書 13 （回答）【外務省－6】意見等提出様式（一次協議）
- 文書 14 （再意見への回答）【外務省－7】（経安）意見等提出様式（一次協議）
- 文書 15 （再意見への回答）【外務省－8】（経安）意見等提出様式（一次協議）
- 文書 16 （再意見への回答）【外務省－9】（経安）意見等提出様式（一次協議）
- 文書 17 （再意見への回答）【外務省－10】（経安）意見等提出様式（一次協議）
- 文書 18 （回答）【外務省－11】（経安）意見等提出様式（一次協議）
- 文書 19 （回答）【外務省－12】（軍原協）意見等提出様式（一次協議）
- ①
- 文書 20 （回答）【外務省－13】（軍原協）意見等提出様式（一次協議）
- ②
- 文書 21 【外務省－1】意見等提出様式（二次協議）
- 文書 22 （回答）【外務省－1】意見等提出様式（3 次協議）
- 文書 24 第 5 次エネルギー基本計画本文案（反映箇所見え消し）
- 文書 25 第 5 次エネ基本本文案（2 次各省協議）

- 文書 2 6 第 5 次エネ基本文案（3 次各省協議版）
- 文書 2 7 資源エネルギー庁との打ちあわせ（5 月 1 1 日）
- 文書 2 8 資源エネルギー庁との打ちあわせ（5 月 1 4 日）
- 文書 2 9 エネ基（メール）
- 文書 3 0 E U 電源構成（メール）
- 文書 3 1 第 5 次エネルギー基本計画案（骨子）への外務省意見（メール）
- 文書 3 2 【協議（意見× 2 5 日 1 2 時）】第 5 次エネルギー基本計画（案）  
（メール）
- 文書 3 3 エネ基 現時点版（メール）
- 文書 3 4 【各省協議セット版・エネ庁】第 5 次エネルギー基本計画案（メール）

別表 1

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 ないし文書 7, 文書 8 ないし文書 1 3 (下記 2 以外の不開示部分), 文書 1 4 ないし文書 1 8, 文書 1 9 ないし文書 2 1 (下記 2 以外の不開示部分), 文書 2 2, 文書 2 4 ないし文書 2 8 及び文書 3 1 ないし文書 3 4 (下記 2 以外の不開示部分)	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議に関する記述であって, 公にすることにより国の安全が害されるおそれ, 政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため, 法 5 条 3 号及び 5 号に該当し, 不開示とした。
2	文書 8 ないし文書 1 3 (1 枚目直通電話番号), 文書 1 9 ないし文書 2 1 (1 枚目直通電話番号), 文書 2 9, 文書 3 0, 文書 3 1 (1 枚目 4 行目, 5 行目, 2 2 行目, 2 3 行目, 2 7 行目及び 2 8 行目, 2 枚目 6 行目, 7 行目, 1 1 行目, 2 6 行目, 2 7 行目及び 3 1 行目並びに 3 枚目), 文書 3 2 (1 枚目 2 行目, 2 5 ないし 2 7 行目及び 3 5 行目並びに 2 枚目), 文書 3 3 (1 枚目 2 行目, 1 1 行目, 1 3 行目, 1 4 行目及び 2 5 行目, 2 枚目並びに 3 枚目) 及び文書 3 4 (3 枚目ないし 6 枚目)	我が国政府機関の非公開の電話・FAX 番号又は我が国政府職員が業務遂行上のために用いるメールアドレス等であり, 公にすることにより, 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法 5 条 6 号に該当し, 不開示とした。

別表 2

文書番号	箇所
文書 3 1	1 枚目 3 3 行目 1 8 文字目ないし 2 8 文字目

別表 3

通番	文書番号	開示すべき部分
1	文書 6	以下を除く全ての部分。 1 2 頁 1 9 行目及び 2 0 行目, 1 5 頁 2 9 行目及び 3 0 行目, 1 7 頁 2 3 行目ないし 2 5 行目, 2 0 頁 7 行目ないし 1 1 行目, 2 5 頁 2 9 行目ないし 3 6 行目, 2 9 頁 1 3 行目ないし 2 5 行目及び 2 7 行目ないし 3 6 行目, 3 0 頁 1 7 行目ないし 2 0 行目, 3 8 頁 2 2 行目ないし 2 5 行目, 4 1 頁 3 行目ないし 6 行目, 4 2 頁 2 8 行目ないし 3 7 行目, 4 4 頁 7 行目ないし 1 9 行目, 5 1 頁 2 9 行目ないし 3 5 行目, 5 6 頁 3 行目ないし 3 0 行目, 7 8 頁 1 1 行目ないし 1 9 行目, 7 9 頁 1 0 行目ないし 1 2 行目及び 1 9 行目ないし 2 6 行目, 8 5 頁 2 5 行目ないし 3 0 行目, 8 6 頁 9 行目ないし 2 8 行目, 9 8 頁 1 6 行目ないし 1 8 行目並びに 1 0 3 頁 2 行目ないし 3 3 行目
2	文書 7	以下を除く全ての部分。 1 5 頁 2 9 行目及び 3 0 行目, 2 5 頁 2 9 行目ないし 3 6 行目, 2 9 頁 1 3 行目ないし 2 5 行目及び 2 7 行目ないし 3 6 行目, 3 0 頁 1 7 行目ないし 2 0 行目, 3 7 頁 2 2 行目ないし 2 5 行目, 4 0 頁 3 行目ないし 6 行目, 4 1 頁 2 8 行目ないし 3 7 行目, 4 2 頁 1 行目, 4 3 頁 8 行目ないし 2 1 行目, 8 4 頁 2 5 行目ないし 3 0 行目並びに 8 5 頁 9 行目ないし 2 8 行目
3	文書 2 0	全て (法 5 条 6 号により不開示とした部分を除く)
4	文書 2 4	全て
5	文書 2 5	以下を除く全ての部分。 3 頁 1 0 行目ないし 2 0 行目, 1 7 頁 2 8 行目ないし 3 3 行目, 2 0 頁 1 3 行目ないし 1 7 行目, 3 9 頁 3 0 行目ないし 3 2 行目, 4 6 頁 3 行目ないし 7 行目, 4 9 頁 3 5 行目ないし 3 9 行目, 5 0 頁 1 行目ないし 4 行目, 5 6 頁 3 行目ないし 2 5 行目, 3 8 行目及び 3 9 行目, 5 7 頁 1 行目ないし 9 行目, 6 3 頁 2 行目ないし 1 2 行目, 7 0 頁 1 6 行目ないし 2 1 行目, 7 7 頁 2 行目ないし 8 行目, 7 9 頁 1 3 行目ないし 1 6 行目, 8 5 頁 7 行目ないし 1 0 行目, 8 7 頁 1 5 行目ないし 3 7 行目, 9 2 頁 3 6 行目, 9 3 頁 1 行目ないし 4 行目並びに 9 9 頁 2 0 行目ないし 2 2 行目
6	文書 2 6	以下を除く全ての部分。

		17頁28行目ないし33行目, 20頁13行目ないし21行目, 40頁30行目ないし32行目, 55頁23行目ないし35行目, 57頁3行目ないし25行目, 64頁2行目ないし12行目, 71頁16行目ないし24行目, 79頁29行目ないし37行目, 80頁1行目, 88頁15行目ないし37行目及び100頁20行目ないし22行目
7	文書33	4枚目以降のエネルギー基本計画(案)のうち, 以下を除く全ての部分(4枚目以降のエネルギー基本計画(案)の頁番号に基づき記載。) 4頁10行目ないし21行目, 18頁28行目ないし33行目, 21頁13行目ないし21行目, 41頁30行目ないし32行目, 48頁3行目ないし7行目, 51頁33行目ないし39行目, 52頁1行目及び2行目, 58頁3行目ないし25行目, 38行目及び39行目, 59頁1行目ないし14行目, 65頁2行目ないし12行目, 72頁16行目ないし21行目, 80頁29行目ないし37行目, 81頁1行目ないし3行目及び15行目ないし20行目, 87頁7行目ないし27行目, 89頁15行目ないし37行目, 94頁36行目, 95頁1行目ないし4行目並びに101頁20行目ないし22行目
8	文書34	4枚目以降のエネルギー基本計画(案)のうち, 以下を除く全ての部分(4枚目以降のエネルギー基本計画(案)の頁番号に基づき記載。) 40頁30行目ないし32行目, 55頁23行目ないし35行目, 64頁2行目ないし12行目及び88頁15行目ないし37行目